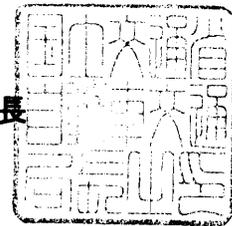




国自管第166号の3  
国自技第232号の3  
平成18年1月30日

(社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



自動車登録業務等実施要領の制定について

標記について、別添のとおり各地方運輸局等に通知しましたので、ご了承頂きますとともに、傘下会員への周知方宜しくお願いいたします。

(別添)

国自管第166号  
国自技第232号  
平成18年1月30日

各運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿  
(単名各通)

自動車交通局長

自動車登録業務等実施要領の制定について

標記について別添のとおり定めたので、平成18年2月1日から本要領により登録業務を取り扱うこととされたい。

なお、これに伴い下記の通達を廃止することとしたので了知されたい。

記

1. 登録(名義人の表示等)の取扱について(昭和26年8月24日付け  
自登第11号 最終改正 昭和40年5月22日付け 自管第61号)
2. 自動車の使用者の住所を証する書面の提出等について(依命通達)(昭和47年5月17日付け 自管第81号、自車第360号)

# 自動車登録業務等実施要領

## I. 登録自動車

### 1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

#### 1-1. 新車(初めて自動車検査証の交付を受ける自動車)

##### (1) 型式指定自動車の場合

##### (ア) 提出書類

(a) 新規登録申請書(新規検査及び自動車検査証交付申請書)

又は(自動車検査証交付申請書)

① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

(b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(c) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

(d) 譲渡証明書(所有者の変更がある場合に限り必要)

① 譲渡人は実印を押印

② 譲渡人が支配人・清算人等であっても資格証明書は不要

(e) 完成検査終了証(電子情報)

① 発行されてから9ヶ月以内のもの

② 完成検査終了証の有効期限切れの場合は完成検査終了証に加えて合格印のある自動車検査票又は有効な自動車予備検査証

(f) 所有者の印鑑(登録)証明書

① 発行されてから3ヶ月以内のもの

② 申請人(所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付

③ 申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合は、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす

④ 申請人(所有者)が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書を添付。なお、未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付

⑤ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事

等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

- (g) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
- ① 実印を押印
- (h) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (i) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要）
- ① 使用者のもの
  - ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
- (j) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）
- ① 使用者が個人の場合
    - ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
  - ② 使用者が法人の場合
    - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）
    - ・ 各書面は写しで可とする
- (k) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要）
- 個人
    - ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
  - 法人
    - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・各書面は写しで可とする

- (l) 再資源化等預託金（リサイクル料金）の預託がされていること
- (m) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- (n) その他
  - ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(イ) 提示書類

- (a) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

- (a) 新規登録申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）  
又は（自動車検査証交付申請書）
  - ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- (b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
- (c) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書
- (d) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）
  - ① 譲渡人は実印を押印
  - ② 譲渡人が支配人・清算人等であっても資格証明書は不要
- (e) 所有者の印鑑(登録)証明書
  - ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
  - ② 申請人(所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
  - ③ 申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合は、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす
  - ④ 申請人(所有者)が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書を添付。なお、未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付

- ⑤ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する
- (f) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要)
- ① 実印を押印
- (g) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)
- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (h) 輸入の事実を証明する書面 (輸入自動車の場合に限り必要)
- 次のうちのいずれかのもの
- 自動車通関証明書
- 排出ガス検査終了証 (電子情報)
- (予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し)
- 輸入自動車特別取扱届出済書 (予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し)
- (i) 保安基準に適合していることが確認できる書面
- 次のうちのいずれかのもの
- 合格印のある自動車検査票
- 有効な自動車予備検査証
- (j) 自動車保管場所証明書 (使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要)
- ① 使用者のもの
- ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
- (k) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面 (使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)
- ① 使用者が個人の場合
- ・公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか (発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ② 使用者が法人の場合
- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(本

店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

・各書面は写しで可とする

(1) 使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)

○個人

・住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

○法人

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

・各書面は写しで可とする

(m) 再資源化等預託金(リサイクル料金)の預託がされていること

(n) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

(o) その他

① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(イ) 提示書類

(a) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

## 1-2. 中古車(初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車)

(1) 提出書類

(ア) 新規登録申請書(新規検査及び自動車検査証交付申請書)

又は(自動車検査証交付申請書)

① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

- (ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書
- (エ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）
  - ① 譲渡人は実印を押印
  - ② 譲渡人が支配人・清算人等であっても資格証明書は不要
- (オ) 一時抹消登録証明書
- (カ) 所有者の印鑑(登録)証明書
  - ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
  - ② 申請人(所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
  - ③ 申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合は、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす
  - ④ 申請人(所有者)が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書を添付。なお、未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付
  - ⑤ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する
- (キ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
  - ① 実印を押印
- (ク) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
  - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (ケ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要）
  - ① 使用者のもの
  - ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
- (コ) 使用の本拠の位置を証するに足る書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）
  - ① 使用者が個人の場合
    - ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガ

ス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 使用者が法人の場合

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・各書面は写しで可とする

(サ) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

① 合格印のある自動車検査票

② 有効な自動車予備検査証

③ 乗用車で保安基準適合証の交付を受けた自動車にあっては有効な保安基準適合証

(シ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要）

○個人

・住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

○法人

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・各書面は写しで可とする

(ス) 再資源化等預託金（リサイクル料金）の預託がされていること（平成20年1月31日まで）

(セ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

(ソ) その他

① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

2. 変更登録・自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

① 所有者本人が直接申請する場合は押印

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 原因を証する書面等

① 所有者又は使用者が個人の場合で住所の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる住民票又は外国人登録原票記載事項証明書。なお、住民票のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要

② 所有者が個人の場合で氏名の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票又は外国人登録原票記載事項証明書

③ 所有者又は使用者が法人の場合で住所の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書。なお、登記簿謄(抄)本のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる閉鎖謄本又は登記事項証明書も必要

④ 所有者が法人の場合で名称の変更の場合(合併・分割を除く)

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

⑤ 住所の変更の原因が住居表示の変更の場合

・個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書  
・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を基本とし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書の添付で申請があった場合、登記の変更を促した上で受理する。

⑥ 使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合は不要)

○個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

○法人

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

- ・上記の各書面は、所有者にかかるものは原本を提出、使用者にかかるものは写しで可とする。市区町村が発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする

(エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合は不要）

① 押印が必要

(オ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

② 旧使用者のものは不要

(カ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）

① 新使用者のもの

② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの

③ 使用者変更の場合は、使用の本拠の位置が変わるものと考えられることから変更登録は必要であるが、新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。

④ 変更の原因が住居表示の変更のみの場合は不要

(キ) 使用の本拠の位置を証するに足る書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）

① 使用者が個人の場合

- ・公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 使用者が法人の場合

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、

公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・各書面は写しで可とする

- (ク) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）
- (ケ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- (コ) その他
  - ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
  - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
  - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

## 2-2. 構造等変更検査を伴う場合

### (1) 提出書類

- (ア) 変更登録申請書
  - （自動車検査証記入申請書）
    - ① 所有者本人が直接申請する場合は押印
- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
- (ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書
- (エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
  - ① 押印が必要
- (オ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
  - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (カ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）
- (キ) 合格印のある自動車検査票
- (ク) 再資源化等預託金（リサイクル料金）の預託がされていること（平成20年1月31日まで）
- (ケ) その他
  - ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
  - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
  - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若し

くは署名のある理由書

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

**3. 移転登録・自動車検査証記入の申請**

**3-1. 売買等によるもの**

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

① 新旧所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書（登録権利者が国等の場合の手数料は無料）

(ウ) 譲渡証明書

① 譲渡人は実印を押印

(エ) 新旧所有者の印鑑(登録)証明書

① 発行されてから3ヶ月以内のもの

② 申請人(新旧所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付

③ 旧所有者が海外へ転出し印鑑(登録)証明書が発行されない場合は、自動車検査証住所から海外転出までの住所のつながりが証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」及び在外日本大使館、領事館及び外国官憲が証明したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明、拇印証明書等であれば印鑑証明書と見なす

④ 申請人(新旧所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合は、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす

⑤ 申請人(新旧所有者)が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書を添付。なお、未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付

⑥ 登録令第14条第1項第2号にかかる許可、同意又は承諾を証する書面（民法108条等、自己契約・双方代理にあつては取締役会等の議事録又はその写し。なお、利益相反行為禁止の適用除外を受けるのに登記が必要であれ

ば商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書及び許可又は同意を得たことを証する書面)

- ⑦ 申請者(旧所有者)が破産管財人による場合は裁判所の許可証(写しでも可)、若しくは車両価格100万円以下である場合は当該価格が確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等を添付
  - ⑧ 新所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する
  - ⑨ 旧所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付する
- (オ) 新旧所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)
- ① 実印を押印
- (カ) 使用者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)
- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
  - ② 旧使用者のものは不要
- (キ) 自動車保管場所証明書(使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要)
- ① 新使用者のもの
  - ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
  - ③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要(書面としては「(ク)使用の本拠の位置を証するに足りる書面」に準ずるものとする)
  - ④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。
- (ク) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面(使用の本拠の位置が変更になり使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

① 使用者が個人の場合

- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）

- ・ 各書面は写しで可とする

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）

○個人

- ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

○法人

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

- ・ 各書面は写しで可とする

(コ) 有効期間のある（抹消登録と同時申請の場合を除く）自動車検査証

(サ) 旧所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながりが証明できる書面（自動車検査証に記載されている旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更があり印鑑(登録)証明書と異なる場合）

① 旧所有者が個人の場合で住所の変更があった場合

- ・ 住所のつながりが証明できる住民票又は外国人登録原票記載事項証明書、住民票の除票、戸籍の附票

② 旧所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合

- ・ 氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票、外国人登録原票記載事項証明書

- ③ 旧所有者が法人の場合で住所の変更があった場合
    - ・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
  - ④ 旧所有者が法人の場合で名称の変更があった場合（合併・分割を除く）
    - ・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
  - ⑤ 旧所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
    - ・個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
    - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書
  - ⑥ 上記の各書面は原本を提出するものとし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする
- (シ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- (ス) その他の必要書類
- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
  - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
  - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

### 3-2. 相続によるもの

#### 3-2-1. 単独相続(相続人のうち一人が相続する場合)

- (1) 提出書類
- (ア) 移転登録申請書  
(自動車検査証記入申請書)
- ① 新所有者が直接申請する場合は実印を押印
- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
- (ウ) 次のうち、いずれかのもの
- ① 相続人全員の実印を押印した遺産分割協議書
  - ② 遺言書（公正証書による遺言以外は家庭裁判所による検認済みのもの）
  - ③ 遺産分割に関する調停調書
  - ④ 遺産分割に関する審判書（確定証明書付）
  - ⑤ 判決謄本（確定証明書付）
- (エ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書（遺産分割協議書による申請の場合に限っては被相続人と相続人全員の関係が全て分かるもの。なお、それ以外による申

請の場合にあっては被相続人と申請人の相続関係が証明できるもの。いずれの場合にあっては、被相続人の死亡が確認できるものであること)

(オ) 新所有者の印鑑(登録)証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人(新所有者)が未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合には印鑑(登録)証明書に代えて発行されてから3ヶ月以内の住民票を添付

(カ) 新所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要)

- ① 実印を押印

(キ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- ② 旧使用者のものは不要

(ク) 自動車保管場所証明書 (使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要)

- ① 新使用者のもの
- ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
- ③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要 (書面としては「(ケ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面」に準ずるものとする)
- ④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。

(ケ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面 (使用の本拠の位置が変更になり使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

① 使用者が個人の場合

- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか (発行されてから3ヶ月以内のもの)

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書 (本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか) (発行されてから3ヶ月以内のもの)

- ・ 各書面は写しで可とする

(コ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (自動車運送事業の用に供する自動車の場

合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

○個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

○法人

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・各書面は写しで可とする

(サ) 有効期間のある（抹消登録と同時申請の場合を除く）自動車検査証

(シ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

(ス) その他

- ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
- ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
- ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

### 3-2-2. 共同相続

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

- ① 新所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書（被相続人と申請人の相続関係が全て証明でき、且つ被相続人の死亡が確認できるもの）

(エ) 新所有者（相続人）全員の印鑑(登録)証明書

- ① 未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて発行されてから3ヶ月以内の住民票を添付

(オ) 新所有者（相続人）全員の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

- ① 実印を押印
- (カ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
  - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
  - ② 複数名使用者となる場合は、別途許可が必要（共同使用の許可）
  - ③ 旧使用者のものは不要
- (キ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）
  - ① 新使用者のもの
  - ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
  - ③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要（書面としては「(ク) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面」に準ずるものとする）
  - ④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。
- (ク) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）
  - ① 使用者が個人の場合
    - ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
  - ② 使用者が法人の場合
    - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）
    - ・ 各書面は写しで可とする
- (ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）
  - 個人
    - ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
  - 法人
    - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発

行されてから3ヶ月以内のもの)

- ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

・各書面は写しで可とする

- (コ) 有効期間のある(抹消登録と同時申請の場合を除く)自動車検査証
- (サ) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- (シ) その他の必要書類等
  - ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
  - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
  - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

### 3-3. 合併によるもの

#### (1) 提出書類

- (ア) 移転登録申請書
  - (自動車検査証記入申請書)
    - ① 新所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
- (ウ) 合併の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
- (エ) 新所有者の印鑑(登録)証明書
  - ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
  - ② 申請人(新所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
- (オ) 新所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)
  - ① 実印を押印
- (カ) 使用者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)
  - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
  - ② 旧使用者のものは不要
- (キ) 自動車保管場所証明書(使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要)
  - ① 新使用者のもの

- ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
- (ク) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）
- ① 使用者が個人の場合
- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ② 使用者が法人の場合
- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）
  - ・ 各書面は写しで可とする
- (ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）
- 個人
- ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- 法人
- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
  - ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
  - ・ 各書面は写しで可とする
- (コ) 有効期間のある（抹消登録と同時申請の場合を除く）自動車検査証
- (サ) 旧所有者の名称の変更の事実又は住所のつながりが証明できる書面（自動車検査証に記載されている旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更があり印鑑(登録)証明書と異なる場合）
- ① 旧所有者に住所の変更があった場合
- ・ 住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
- ② 旧所有者に名称の変更があった場合（旧所有者の名称変更の原因が合併・

分割によるものを除く)

・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

③ 旧所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書

④ 上記の各書面は原本を提出するものとし、住居表示の変更の証明書は写しで可とする

(シ) 事業用自動車連絡書 (自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

(ス) その他

① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標

③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

### 3-4. 分割によるもの

(1) 提出書類

(ア) 移転登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

① 新旧所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 譲渡証明書 (分割の事実が確認できる商業登記簿謄(抄)本及び分割計画書又は分割契約書で当該自動車が特定できる場合は不要)

① 譲渡人は実印を押印

(エ) 新旧所有者の印鑑(登録)証明書

① 発行されてから3ヶ月以内のもの

② 申請人(新旧所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付

(オ) 新旧所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要)

① 実印を押印

② 会社分割に伴う移転登録は登録令第11条には該当せず、同第10条による共同申請とする

(カ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

- ② 旧使用者のものは不要
- (キ) 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要）
- ① 新使用者のもの
  - ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
  - ③ 使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要（書面としては「(ク) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面」に準ずるものとする）
  - ④ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。
- (ク) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）
- ① 使用者が個人の場合
    - ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
  - ② 使用者が法人の場合
    - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）
    - ・ 各書面は写しで可とする
- (ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）
- 個人
- ・ 住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- 法人
- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
  - ・ 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月

以内のもの)

・各書面は写しで可とする

- (コ) 有効期間のある（抹消登録と同時申請の場合を除く）自動車検査証
- (サ) 旧所有者の名称の変更の事実又は住所のつながりが証明できる書面（自動車検査証に記載されている旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更があり印鑑(登録)証明書と異なる場合)
  - ① 旧所有者に住所の変更があった場合
    - ・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
  - ② 旧所有者に名称の変更があった場合（合併・分割を除く）
    - ・名称の変更が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
  - ③ 旧所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
    - ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書
  - ④ 上記の各書面は原本を提出するものとし、住居表示の変更の証明書は写しで可とする
- (シ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- (ス) その他
  - ① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
  - ② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
  - ③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

### 3-5. 判決によるもの(新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る)

- (1) 提出書類
  - (ア) 移転登録申請書
    - (自動車検査証記入申請書)
      - ① 新所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
  - (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
  - (ウ) 判決正本（確定証明書付き、場合によっては執行文）
    - ① 原本提示の上、写しを添付
  - (エ) 新所有者の印鑑(登録)証明書
    - ① 発行されてから3ヶ月以内のもの

- ② 申請人(新所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
  - ③ 申請人(新所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす
  - ④ 新所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する
- (オ) 新所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要)
- ① 実印を押印
- (カ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)
- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
  - ② 旧使用者のものは不要
- (キ) 自動車保管場所証明書 (使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要)
- ① 新使用者のもの
  - ② 証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
  - ③ 新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない。
- (ク) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面 (使用の本拠の位置が変更になり使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)
- ① 使用者が個人の場合
    - ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか (発行されてから3ヶ月以内のもの)
  - ② 使用者が法人の場合
    - ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書 (本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか) (発行されてから3ヶ月以内のもの)

・各書面は写しで可とする

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）

○個人

・住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

○法人

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）  
・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・各書面は写しで可とする

(コ) 有効期間のある（抹消登録と同時申請の場合を除く）自動車検査証

(サ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

(シ) その他の必要書類等

① 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

② 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標

③ 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

#### 4. 抹消登録の申請

##### 4-1. 永久抹消登録の申請

##### 4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの

(1) 提出書類

(ア) 永久抹消登録申請書

① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印

② 解体報告記録がなされた日、解体に係る移動報告番号を記載

(イ) 手数料納付書（手数料は無料）

(ウ) 所有者の印鑑(登録)証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人(所有者)が支配人による申請の場合は登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
- ③ 所有者が未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付
- ④ 申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす
- ⑤ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付

(エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)

- ① 実印を押印

(オ) 自動車検査証(限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証)

(カ) 自動車登録番号標

(キ) 所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながりが証明できる書面(自動車検査証に記載されている所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更があり印鑑(登録)証明書と異なる場合)

- ① 所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
  - ・住所のつながりが証明できる住民票又は外国人登録原票記載事項証明書、住民票の除票、戸籍の附票
- ② 所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
  - ・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票、外国人登録原票記載事項証明書
- ③ 所有者が法人の場合で住所の変更があった場合
  - ・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
- ④ 所有者が法人の場合で名称の変更があった場合(合併・分割を除く)
  - ・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
- ⑤ 所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
  - ・個人…市区町村が発行した住居表示の変更の証明書
  - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変

#### 更の証明書

- ⑥ 上記の各書面は原本を提出するものとし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする
  - (ク) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
  - (ケ) その他
    - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
    - (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
    - (c) 永久抹消登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる
    - (d) 永久抹消登録申請においてその所有者が死亡している場合、相続人のうち1名の申請によるものも受理する。この場合、相続による移転登録はしない。その際、被相続人と申請人の相続関係及び被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本等を併せて添付
- (2) 自動車重量税の還付申請を伴う場合の追加提出書類
- (ア) 自動車重量税還付申請書（永久抹消登録申請書と兼用）
    - ① 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載
  - (イ) 代理人申請の場合、所有者が押印した委任状及び申請書への代理人の押印
  - (ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者が自署及び押印した委任状、又は記名及び実印を押印した委任状

#### 4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合

- (1) 提出書類
- (ア) 永久抹消登録申請書
    - ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
  - (イ) 手数料納付書（手数料は無料）
  - (ウ) 所有者の印鑑(登録)証明書
    - ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
    - ② 申請人(所有者)が支配人による申請の場合は商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
    - ③ 所有者が未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登

録)証明書に代えて住民票を添付

- ④ 申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす
  - ⑤ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付
- (エ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要)
- ① 実印を押印
- (オ) 自動車検査証 (限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証)
- (カ) 自動車登録番号標
- (キ) 所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながりが証明できる書面 (自動車検査証に記載されている所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更があり印鑑(登録)証明書と異なる場合)
- ① 所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
    - ・住所のつながりが証明できる住民票又は外国人登録原票記載事項証明書、住民票の除票、戸籍の附票
  - ② 所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
    - ・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票、外国人登録原票記載事項証明書
  - ③ 所有者が法人の場合で住所の変更があった場合
    - ・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
  - ④ 所有者が法人の場合で名称の変更があった場合 (合併・分割を除く)
    - ・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
  - ⑤ 所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
    - ・個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
    - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書
  - ⑥ 上記の各書面は原本を提出するものとし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする
- (ク) 罹災証明書 (滅失の場合)
- (ケ) 当該自動車用途廃止された旨及び使用目的を記載した申立書及び写真 (用途

廃止の場合)

- (コ) 解体証明書又はマニフェスト B 2 票 (大型特殊自動車及び被けん引自動車を解体した場合。なお、マニフェスト B 2 票は写しで可とする)
- (サ) 事業用自動車連絡書 (自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- (シ) その他
  - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
  - (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
  - (c) 永久抹消登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる
  - (d) 永久抹消登録申請においてその所有者が死亡している場合、相続人のうち 1 名の申請によるものも受理する。この場合、相続による移転登録はしない。その際、被相続人と申請人の相続関係及び被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本等を併せて添付

#### 4-2. 輸出抹消仮登録の申請(大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車及び国土交通省令で定めた自動車を除く登録自動車を輸出する場合)(輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請)

##### (1) 提出書類

##### (ア) 輸出抹消仮登録申請書

- ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ② 輸出の予定日を記入

##### (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

##### (ウ) 所有者の印鑑(登録)証明書

- ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
- ② 申請人(所有者)が支配人による申請の場合は商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
- ③ 所有者が未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付
- ④ 申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす

- ⑤ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付
- (エ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
  - ① 実印を押印
- (オ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）
- (カ) 自動車登録番号標
- (キ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
- (ク) その他
  - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付
  - (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
  - (c) 輸出抹消仮登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる

#### 4-3. 一時抹消登録の申請

- (1) 提出書類
  - (ア) 一時抹消登録申請書
    - ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
  - (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
  - (ウ) 所有者の印鑑(登録)証明書
    - ① 発行されてから3ヶ月以内のもの
    - ② 申請人(所有者)が支配人による申請の場合は登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
    - ③ 所有者が未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付
    - ④ 申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす

- ⑤ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付
- (エ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要)
  - ① 実印を押印
- (オ) 自動車検査証 (限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証)
- (カ) 自動車登録番号標
- (キ) 事業用自動車連絡書 (自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- (ク) その他
  - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等し返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付
  - (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
  - (c) 一時抹消登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる

※ 転入抹消登録について

添付書類については、抹消登録と同時に、管轄変更を含む移転登録又は変更登録を申請するもので、各々の添付書類は前述によるものとする。この場合、同時になされる変更登録については使用の本拠の位置のみによる管轄変更をも認めるものとする。なお、自動車検査証又は自動車登録番号標を盗難又は遺失等により返納できない場合については、4-1-1. (1) - (ケ) - (a)、(b)を準用するものとする。

※ 自動車登録番号標を返納できない場合において、盗難又は遺失若しくは紛失以外の理由では抹消登録申請は受理しない。

## 5. 一時抹消登録後の届出

### 5-1. 解体の届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く)で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの)

#### (1) 提出書類

##### (ア) 解体届出書

- ① 所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)
- ② 解体に係る移動報告番号、解体報告記録がなされた日を記載

##### (イ) 手数料納付書(手数料は無料)

##### (ウ) 一時抹消登録証明書

##### (エ) その他

#### (a) 所有者の住所を証する書面(氏名・名称又は住所に変更がある場合に限り必要)

- ① 発行されてから3ヶ月以内の住民票、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書(写しでも可)

#### (b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面(所有者の変更があった場合に限り必要)

- ① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
- ② 新所有者の住所を証する書面
  - ・発行されてから3ヶ月以内の住民票、印鑑(登録)証明書、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書(写しでも可)

#### (c) 一時抹消登録証明書を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付

#### (2) 自動車重量税の還付申請を伴う場合の追加提出書類

##### (ア) 自動車重量税還付申請書(解体届出書と兼用)

- ① 所有者の記名及び押印が必要(委任状に所有者の押印がある場合は不要)
- ② 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載

##### (イ) 代理人申請の場合、所有者が押印した委任状及び申請書への代理人の押印

##### (ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者が自署及び押印した委任状、又は記名及び実印を押印した委任状(記名及び実印押印の場合は印鑑(登録)証明書添付)

## 5-2. 滅失又は用途廃止の届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く)の滅失又は用途廃止の場合)

### (1) 提出書類

#### (ア) 解体等届出書

- ① 所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

#### (イ) 手数料納付書(手数料は無料)

#### (ウ) 一時抹消登録証明書

#### (エ) 罹災証明書(滅失の場合)

#### (オ) 当該自動車が用途廃止された旨及び使用目的を記載した申立書及び写真(用途廃止の場合)

#### (カ) その他

#### (a) 所有者の住所を証する書面(氏名又は名称、住所に変更がある場合に限り必要)

- ① 発行されてから3ヶ月以内の住民票、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書(写しでも可)

#### (b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面(所有者の変更があった場合に限り必要)

- ① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

- ② 新所有者の住所を証する書面

- ・発行されてから3ヶ月以内の住民票、印鑑(登録)証明書、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書(写しでも可)

#### (c) 一時抹消登録証明書を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付

## 5-3. 輸出に係る届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車を除く)を輸出する場合)(輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請)

### (1) 提出書類

#### (ア) 輸出予定届出証明書交付申請書

- ① 所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

可)

② 輸出の予定日を記入

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 一時抹消登録証明書

(エ) その他

(a) 所有者の住所を証する書面（氏名又は名称、住所に変更がある場合に限り必要）

① 発行されてから3ヶ月以内の住民票、印鑑(登録)証明書、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書（写しでも可）

② 所有者変更記録申請書

(b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更があった場合に限り必要）

① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

② 新所有者の住所を証する書面

・発行されてから3ヶ月以内の住民票、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（写しでも可）

③ 所有者変更記録申請書

(c) 一時抹消登録証明書が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

**6. 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納(自動車の輸出を取り止める場合)**

(1) 提出書類

(ア) 輸出抹消仮登録(輸出予定届出)証明書返納届出書

① 所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書（盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付）

## 7. 所有者変更記録申請(一時抹消登録した自動車の所有者の変更を記録したい場合)

### (1) 提出書類

#### (ア) 所有者変更記録申請書

- ① 新所有者の記名及び押印が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印のある委任状でも可)

#### (イ) 手数料納付書(手数料は無料)

#### (ウ) 一時抹消登録証明書(提出できない場合、不受理とする)

#### (エ) 新所有者の住所を証する書面

- ① 発行されてから3ヶ月以内の住民票、印鑑(登録)証明書、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書(写しでも可)

#### (オ) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面

- ① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

## 8. 本邦に再輸入されることが見込まれる自動車の届出

### (1) 提出書類

#### (ア) 再輸入見込届出書

- ① 所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

#### (イ) 手数料納付書(手数料は無料)

### (2) 提示書類

#### (ア) 再輸入することが見込まれることを証する書面

- ① 貨物運搬車であって、船舶等に乗せて本邦と外国との間を継続的に行き来するものの場合
  - ・貨物の運搬等に係る契約書又は事業計画書等(往来する自動車の自動車登録番号、車台番号、輸出先国及び経由国が明らかになるものであることを要する)
- ② 本邦と外国との間を継続的に行き来する者とともに、船舶等に乗せて本邦と外国との間を継続的に行き来する自動車の場合
  - ・本邦と外国との間を往来する者に関する行程計画書(往来する自動車の自動車登録番号、車台番号、本邦と外国との間を往来する目的、行程の記載を要する)
  - ・パスポート

- ・ 日本国の運転免許証
- ・ 国際運転免許証

(イ) 自動車検査証

## 9. 自動車検査証記入の申請

### 9-1. 構造等変更検査を伴わない場合

#### (1) 提出書類

##### (ア) 自動車検査証記入申請書

- ① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

##### (イ) 手数料納付書（手数料は無料）

##### (ウ) 事由を証する書面等

#### ① 使用者が個人の場合で住所の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる住民票又は外国人登録原票記載事項証明書。住民票のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要。

なお、この場合使用の本拠の位置に変更がないとする挙証書面が必要。挙証書面としては「1-1.(1)-(ア)-(j)-①」に準ずるものとする。ただし、現に使用者住所と使用の本拠の位置が異なる場合にあっては不要とする。

#### ② 使用者が個人の場合で氏名の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票又は外国人登録原票記載事項証明書

#### ③ 使用者が法人の場合で住所の変更の場合

- ・ 発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書。登記簿謄(抄)本のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる閉鎖謄本又は登記事項証明書も必要。

なお、この場合使用の本拠の位置に変更がないとする挙証書面が必要。挙証書面としては「1-1.(1)-(ア)-(j)-②」に準ずるものとする。ただし、現に使用者住所と使用の本拠の位置が異なる場合にあっては不要とする。

#### ④ 使用者が法人の場合で名称の変更の場合

- ・発行されてから3ヶ月以内のものであって、名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
- ⑤ 使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
  - ・個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
  - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を基本とし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書の添付で申請があった場合、登記の変更を促した上で受理する
  - ・ただし、現に使用者住所と使用の本拠の位置が異なる場合に限る。
- ・上記の各書面は写しで可とする。
- ⑥ 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)
- ⑦ 構造変更を伴わない諸元等の変更の場合
  - ・自動車検査票等
- (エ) 使用者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)
  - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (オ) 自動車検査証(限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証)

## 9-2. 構造等変更検査を伴う場合

### (1) 提出書類

- (ア) 構造等変更検査(自動車検査証記入申請書)
  - ① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)
  - ② 登録番号の変更を伴う場合は申請書に所有者の記名及び押印が必要(代理人が申請する場合は所有者の押印のある委任状でも可)
- (イ) 手数料納付書(自動車検査票に所定の手数料印紙の貼付がない場合は所定の手数料印紙の貼付が必要)
- (ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書
- (エ) 使用者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)
  - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (オ) 自動車検査証
  - ① 再資源化等預託金(リサイクル料金)預託確認印が押印されているもの(平成20年1月31日まで)
- (カ) 合格印のある自動車検査票
- (キ) その他
  - ① 登録番号が変更となる場合

- ・自動車登録番号標
- ・希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

(2) 提示書類

- (ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

10. 自動車登録番号標の交付(番号変更)の申請

(1) 提出書類

- (ア) 自動車登録番号標交付申請書

- ① 所有者の押印が必要(代理人が申請をする場合は所有者の押印のある委任状でも可)

- (イ) 手数料納付書(手数料は無料)

- (ウ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)

- ① 押印が必要

- (エ) 自動車検査証(限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証)

- (オ) 自動車登録番号標

- (カ) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

- (キ) その他

- (a) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

- (b) 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

11. 自動車検査証の再交付の申請

(1) 提出書類

- (ア) 自動車検査証再交付申請書

- ① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

- ② 「再交付を受ける理由」欄に記載が必要(発見した場合は返納する旨の記載を含む)

- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

- (ウ) 使用者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

- (エ) 自動車検査証(き損又は識別が困難となった場合に限り必要)

(オ) その他

- ① 代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において自動車検査証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書が別途必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
- ② 被用者保険証、国民健康保険被保険者証
- ③ パスポート、外国人登録証明書
- ④ 顔写真付き又は氏名及び住所を確認できる身分証明書

## 12. 登録事項等証明書交付の請求

(1) 提出書類

(ア) 登録事項等証明書交付請求書

- ① 請求者の記名が必要
- ② 「交付を受ける理由」欄に記載が必要

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) その他

- ・30両以上交付を請求する場合は、別途目的についての理由書の添付が必要

(2) 提示書類

(ア) 請求者本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
- ② 被用者保険証、国民健康保険被保険者証
- ③ パスポート、外国人登録証明書
- ④ 顔写真付き又は氏名及び住所を確認できる身分証明書

- ・上記書面を不携帯等の場合で、請求者が郵送料を負担した上で郵送による交付を希望したときは、送付先が私書箱等で請求者の住所が明らかでない場合を除き応じて差し支えないものとする。

## Ⅱ. 二輪の小型自動車

### 1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

#### 1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車）

##### (1) 型式指定自動車の場合

###### (ア) 提出書類

###### (a) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）

又は（自動車検査証交付申請書）

- ① 所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

###### (b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

###### (c) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

###### (d) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

- ① 譲渡人は押印

###### (e) 完成検査終了証

- ① 発行されてから9ヶ月以内のもの

- ② 完成検査終了証の有効期限切れの場合は完成検査終了証に加えて合格印のある自動車検査票又は有効な自動車予備検査証

###### (f) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

###### (g) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

###### (h) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

###### ○個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

###### ○法人

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、

電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか) (発行されてから3ヶ月以内のもの)

・各書面は写しで可とする

(i) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面 (使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要)

① 使用者が個人の場合

- ・ 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・ 住居にかかる契約期間内の賃貸借契約書、等

② 使用者が法人の場合

- ・ 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・ 事業所にかかる契約期間内の賃貸借契約書、等

・各書面は写しで可とする

(j) 事業用自動車連絡書 (自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

(イ) 提示書類

(a) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(a) 新規検査申請書 (新規検査及び自動車検査証交付申請書)

又は (自動車検査証交付申請書)

① 所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 (代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

(b) 手数料納付書 (自動車検査票に所定の手数料印紙の貼付がない場合は所定の手数料印紙の貼付が必要)

(c) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

(d) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要)

① 譲渡人は押印

(e) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

- (f) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (g) 輸入の事実を証明する書面（輸入自動車の場合に限り必要）
- 次のうちのいずれかのもの
- (二輪)自動車通関証明書
  - 排出ガス検査終了証（予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）
  - 輸入自動車特別取扱届出済書（予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）
  - 輸入自動車等の打刻届出書
- (h) 保安基準に適合していることが確認できる書面
- 次のうちのいずれかのもの
- 合格印のある自動車検査票
  - 有効な自動車予備検査証
- (i) 使用者の住所を証するに足る書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）
- 個人
    - ・住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
  - 法人
    - ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
    - ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）
    - ・各書面は写しで可とする
- (j) 使用の本拠の位置を証するに足る書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）
- ① 使用者が個人の場合
    - ・公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）
    - ・住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等
  - ② 使用者が法人の場合

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)
  - ・事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等
  - ・各書面は写しで可とする
- (k) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

(イ) 提示書類

- (a) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

## 1-2. 中古車(初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車)

(1) 提出書類

- (ア) 新規検査申請書(新規検査及び自動車検査証交付申請書)  
又は(自動車検査証交付申請書)
- ① 所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)
- (イ) 手数料納付書(自動車検査票に所定の手数料印紙の貼付がない場合は所定の手数料印紙の貼付が必要)
- (ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書
- (エ) 譲渡証明書(所有者の変更がある場合に限り必要)
- ① 譲渡人は押印
- (オ) 自動車検査証返納証明書
- (カ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)
- ① 記名及び押印があるか若しくは署名が必要
- (キ) 使用者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)
- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (ク) 保安基準に適合していることが確認できる書面  
次のうちいずれかのもの
- ① 合格印のある自動車検査票
- ② 有効な自動車予備検査証
- ③ 有効な保安基準適合証
- (ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車

若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

○個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

○法人

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）

・各書面は写しで可とする

(コ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）

① 使用者が個人の場合

- ・公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

② 使用者が法人の場合

- ・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

・各書面は写しで可とする

(サ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

## 2. 自動車検査証記入の申請

### 2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証記入申請書

- ① 所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が

申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可) ただし、使用者の氏名又は名称若しくは住所の変更の場合は、所有者のものは不要

(イ) 手数料納付書 (手数料は無料)

(ウ) 事由が確認できる書面等

① 使用者又は所有者が個人の場合で住所の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる住民票又は外国人登録原票記載事項証明書。なお、住民票のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要

② 使用者又は所有者が個人の場合で氏名の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票又は外国人登録原票記載事項証明書

③ 使用者又は所有者が法人の場合で住所の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書。なお、登記簿謄(抄)本のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる閉鎖謄本又は登記事項証明書も必要

④ 使用者又は所有者が法人の場合で名称の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

⑤ 使用者又は所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合

・個人…市区町村の発行した住居表示の証明書  
・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を基本とし、市区町村の発行した住居表示の証明書の添付で申請があった場合、登記の変更を促した上で受理する。

⑥ 使用者変更の場合

・使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合は不要)

○個人

・住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

○法人

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書

(発行されてから3ヶ月以内のもの)

- ・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)

・上記の各書面は写しで可とする。

⑦ 所有者(名義)変更の場合

・譲渡証明書(譲渡人は押印)

(エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の氏名又は名称若しくは住所の変更の場合、あるいは申請書に所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか若しくは署名が必要

② 旧所有者のものは不要

(オ) 使用者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

② 旧使用者のものは不要

(カ) 使用の本拠の位置を証するに足る書面(使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要)

① 使用者が個人の場合

・公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)

・住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

② 使用者が法人の場合

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)

・事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

・各書面は写しで可とする

(ク) 自動車検査証

(ケ) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

(コ) その他

① 車両番号が変更となる場合は、車両番号標

② 車両番号が変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書(発見した場合は返納する旨の記載を含む)

## 2-2. 構造等変更検査を伴う場合

### (1) 提出書類

#### (ア) 構造等変更検査申請書

(自動車検査証記入申請書)

- ① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

#### (イ) 手数料納付書（自動車検査票に所定の手数料印紙の貼付がない場合は所定の手数料印紙の貼付が必要）

#### (ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

#### (エ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

#### (オ) 自動車検査証

#### (カ) 合格印のある自動車検査票

### (2) 提示書類

#### (ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

## 2-3. 二輪の番号変更の場合

### (1) 提出書類

#### (ア) 自動車検査証記入申請書（二輪番号変更）

- ① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

#### (イ) 手数料納付書（手数料は無料）

#### (ウ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

#### (エ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

#### (オ) 車両番号標

#### (カ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

#### (キ) その他

- ① 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

### 3. 自動車検査証返納証明書交付の申請

#### (1) 提出書類

##### (ア) 自動車検査証返納証明書交付申請書

- ① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

##### (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

##### (ウ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

##### (エ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証）

##### (オ) 車両番号標

##### (カ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）

##### (キ) その他

- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付
- (b) 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）を添付
- (c) 自動車検査証返納証明書交付申請と同時に、記入申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる

### 4. 所有者変更記録申請（自動車検査証返納証明書の交付を受けた二輪の小型自動車の所有者の変更を記録したい場合）

#### (1) 提出書類

##### (ア) 所有者変更記録申請書

- ① 新所有者の記名及び押印が必要（代理人が届出をする場合は新所有者の記名及び押印のある委任状でも可）

##### (イ) 手数料納付書（手数料は無料）

##### (ウ) 自動車検査証返納証明書（提出できない場合、不受理とする）

##### (エ) 新所有者の住所を証する書面

- ① 発行されてから3ヶ月以内の住民票、印鑑(登録)証明書、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書（写しでも可）

##### (オ) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面

- ① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合は

その事実を証する戸籍謄(抄)本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

## 5. 自動車検査証の再交付の申請

### (1) 提出書類

#### (ア) 自動車検査証再交付申請書

- ① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
- ② 「再交付を受ける理由」欄に記載が必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

#### (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

#### (ウ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

#### (エ) 自動車検査証（き損又は識別が困難となった場合に限り必要）

#### (オ) その他

- ① 代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において自動車検査証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書が別途必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

### (2) 提示書類

#### (ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
- ② 被用者保険証、国民健康保険被保険者証
- ③ パスポート、外国人登録証明書
- ④ 顔写真付き又は氏名及び住所を確認できる身分証明書

## 6. 検査記録事項等証明書の交付の申請

### (1) 提出書類

#### (ア) 検査記録事項等証明書交付請求書

- ① 所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- ② 「交付を受ける理由」欄に記載が必要

#### (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

### (2) 提示書類

(ア) 所有者本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
- ② 被用者保険証、国民健康保険被保険者証
- ③ パスポート、外国人登録証明書
- ④ 顔写真付き又は氏名及び住所を確認できる身分証明書

- ・ 上記書面を不携帯等の場合で、請求者が郵送料を負担した上で郵送による交付を希望したときは、送付先が私書箱等で請求者の住所が明らかでない場合を除き応じて差し支えないものとする。
- ・ 自動車登録検査業務電子情報処理システムに記録されている所有者と請求者の氏名又は名称及び住所が一致しないときは、当該証明書を交付しないものとする。ただし、契約書その他の資料をもって、請求者が当該自動車の所有者であることが確認できるときはこの限りではない。

※ 転入・自動車検査証返納証明書交付申請について

添付書類については、返納証明書交付申請と同時に、管轄変更を含む自動車検査証記入申請するもので、各々の添付書類は前述によるものとする。なお、自動車検査証又は車両番号標を盗難又は遺失等により返納できない場合については、3.(1)－(キ)－(a)、(b)を準用するものとする。この場合、同時になされる記入申請については使用の本拠の位置のみによる管轄変更をも認めるものとする。

※ 車両番号標を返納できない場合において、盗難又は遺失若しくは紛失以外の理由では自動車検査証返納証明書交付申請は受理しない。

### Ⅲ. 軽二輪

#### 1. 新規届出

##### 1-1. 新車(初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合)

###### (1) 提出書類

###### (ア) 軽自動車届出書

①届出者欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所有者印押印

###### (イ) 譲渡又は販売を証する書面

###### (ウ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

###### (エ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

###### ①個人

(a) 住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

###### ②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

###### ③各書面は写しで可とする

###### (オ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）

###### ①個人

(a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

###### ②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③各書面は写しで可とする

(カ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要）

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

## 1-2. 中古車(初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場合)

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出書

①届出者欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所有者印押印

(イ) 軽自動車届出済証返納済確認書（所有者の変更がある場合は譲渡人印の押印）

(ウ) 軽自動車届出済証返納証明書（自動車重量税用）

(エ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

①個人

(a) 住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③各書面は写しで可とする

(オ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）

①個人

(a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガ

ス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)

(b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、(発行されてから3ヶ月以内のもの)

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③各書面は写しで可とする

(カ) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要)

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

2. 記入申請(管轄変更を伴わないもの)

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証記入申請書

①申請者欄: 使用者(変更の場合は新使用者)の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印(記名押印に代えて署名でもよい)

②所有者欄: 所有者(変更の場合は新所有者)の氏名又は名称及び住所を記入(所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。)、所有者印押印

③旧使用者欄: 使用者の変更があった場合に、旧使用者について記入、旧使用者印押印

④旧所有者欄: 所有者の変更があった場合に、旧所有者について記入、旧所有者印押印

⑤その他の記載事項欄: 変更があった事項については変更後の内容を、変更がなかった事項については従前の内容を記入

⑥備考欄: 車両番号が変更となる場合は、旧車両番号を備考欄に記入

(イ) 軽自動車届出済証

(ウ) 新使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

①個人

(a) 住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③各書面は写しで可とする

(エ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が新使用者の住所と異なる場合に限り必要）

①個人

(a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等）

③各書面は写しで可とする

(オ) 車両番号標（車両番号変更の場合にのみ必要）

(カ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要）

(キ) その他

①軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の押印のある理由書を添付

②車両番号標が盗難又は遺失等により車両番号を変更する場合は、返納できない旨・届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印のある理由書

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

**3. 軽自動車届出済証返納届**

(1) 届出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納届（ただし、車両の滅失・解体の場合は軽自動車届出済

証返納済確認書は不要)

①返納者欄：返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印  
（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の  
場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、  
所有者印押印

③解体の場合は返納届の「解体」欄を囲む

(イ) 軽自動車届出済証返納証明書交付請求書

①請求者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印  
に代えて署名でもよい）

②解体の場合は不要

(ウ) 軽自動車届出済証

(エ) 車両番号標

(オ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要）

(カ) その他

①軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できな  
い旨の記載及び使用者の押印のある理由書を添付

②車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及  
び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印  
のある理由書

#### 4. 転入届出

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納届（旧車両番号用）

①返納者欄：返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印  
（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の  
場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、  
所有者印押印

③所有者の変更を伴わない場合は、軽自動車届出済証返納済確認書は不要

(イ) 軽自動車届出書（新車両番号用）

①届出者欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印  
に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の  
場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所有者

印押印

(ウ) 軽自動車届出済証

(エ) 新使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

①個人

(a) 住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③各書面は写しで可とする

(オ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が新使用者の住所と異なる場合に限り必要）

①個人

(a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③各書面は写しで可とする

(カ) 車両番号標

(キ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要）

(ク) その他

①転出元の車両番号に関する軽自動車届出済証がない場合は、届出出来ない。

②車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印のある理由書

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

5. 転入抹消

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納届（旧車両番号用）

①返納者欄：返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印

③所有者の変更を伴わない場合は、軽自動車届出済証返納済確認書は不要

(イ) 軽自動車届出書（新車両番号用）

①届出者欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印

(ウ) 軽自動車届出済証返納届（ただし、車両の滅失・解体の場合は軽自動車届出済証返納済確認書は不要）（新車両番号用）

①返納者欄：返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印

③解体の場合は返納届の「解体」欄を囲む

(エ) 軽自動車届出済証返納証明書交付請求書

①請求者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②解体の場合は不要

(オ) 軽自動車届出済証

(カ) 新使用者の住所を証するに足る書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

①個人

(a) 住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又

は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）

③各書面は写しで可とする

(キ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が新使用者の住所と異なる場合に限り必要）

①個人

(a) 公的機関発行の事業証明書、営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書、（発行されてから3ヶ月以内のもの）

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③各書面は写しで可とする

(ク) 車両番号標

(ケ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要）

(コ) その他

①転出元の車両番号に関する軽自動車届出済証がない場合は、届出出来ない

②車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印のある理由書

## 6. 軽自動車届出済証の再交付申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証再交付申請書

①申請者欄：申請者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、申請者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②記載事項欄：当該車両の車両番号及び再交付を受ける理由を記入  
(イ) 軽自動車届出済証（提出可能な場合）

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

## 7. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付請求

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納証明書交付請求書

①請求者欄：請求者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、申請者印押印  
（記名押印に代えて署名でもよい）

(イ) 軽自動車届出済証返納証明書の遺失等の事実を記載した書面